

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
保育士修学資金貸付等制度実施要綱

第1 目 的

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

第2 貸付事業の実施主体

保育士修学資金、潜在保育士就職準備金（以下「修学資金等」という。）の貸付けは、社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「山形県社協」という。）が行うものとする。

第3 貸付対象

修学資金等の貸付けの対象は、以下に掲げる者とする。

（1）保育士修学資金貸付

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

（2）潜在保育士就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、第4の2の（1）保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

① 以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

② 以下に掲げる施設又は事業（以下、「保育所等」という。）に新たに勤務する者

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- ク 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって同法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- コ 企業主導型保育事業

第 4 貸付期間及び貸付額

- 1 保育士修学資金貸付の貸付期間は、養成施設に在学する期間とし、2 年間を限度とする。
- 2 貸付額は以下のとおりとする。
 - (1) 保育士修学資金貸付
月額 50,000 円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として 200,000 円以内を、卒業時に就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ加算することができるものとする。
第 3（1）の対象者であって月額の貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4 年制の場合は 4 年開始時、2 年制の場合は 2 年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000 円以内とする。この場合において就職準備金のみ貸付対象者については、本要綱上、保育士修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとする。
 - (2) 潜在保育士就職準備金貸付
400,000 円以内とする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1 回限りとする。

第5 貸付方法及び利子

- 1 修学資金等の貸付けは、山形県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第6 保証人

- 1 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないが、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
ただし、貸付を受けようとするものが児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業所に入所している児童又は里親若しくはファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は、児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
- 2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 山形県社協は、貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 山形県社協は、貸付対象者が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 山形県社協は、貸付対象者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

第8 返還の債務の当然免除

山形県社協は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

（1）保育士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、山形県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業

務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事先施設等の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、山形県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（２）潜在保育士就職準備金貸付

① 潜在保育士就職準備金の貸付けを受けた者が山形県の区域内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、山形県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第9 返還

貸付対象者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から山形県社協が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、山形県社協が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

（１）修学資金等の貸付契約が解除されたとき。

（２）保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

（３）貸付対象者が山形県の区域内において第8の（１）又は（２）に規定する業務に従事しなかったとき。

（４）貸付対象者が山形県の区域内において第8の（１）又は（２）に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

（５）業務外の事由により死亡し、又は業務に起因しない心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第 10 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

保育士修学資金貸付において、山形県社協は、貸付対象者が、保育士修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、保育士修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

山形県社協は、貸付対象者が次の各号の 1 に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 山形県の区域内において第 8 の (1) 又は (2) に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第 11 返還の債務の裁量免除

山形県社協は、貸付対象者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において山形県知事の承認を経た上で免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 山形県の区域内において 2 年以上第 8 の (1) に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部
- (4) 山形県の区域内において 1 年以上第 8 の (2) に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

第 12 延滞利子

山形県社協は、貸付対象者が正当な理由がなくて修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 13 会計経理

- 1 山形県社協は、本事業の会計経理を明確にしなければならないものとする。また、山形県社協は、本事業に関する特別会計を設けなければならないものとする。「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号）に基づき、サービス区分において明確に区分することとする。
- 2 本事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、本事業に関する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 本事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された修学資金に相当する金額を都道府県等に返還するものとする。

第 14 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この実施要綱に定めるもののほか別に定める「社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度運営要領」、及び山形県が定める「山形県保育士修学資金貸付等事業事務取扱要領」ならびに関連通知によるものとする。

（ 附 則 ）

この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

一部改正	平成 28 年 10 月 5 日
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日
一部改正	令和 8 年 4 月 1 日